

平成28年度南大隅町議会定例会8月会議 会議録(第1号)

招集年月日 平成28年4月4日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 平成28年4月4日 午前8時59分

開 議 平成28年8月8日 午前9時35分

応招議員

1 番 浪瀬 敦郎 君	6 番 日高 孝壽 君	12 番 川原 拓郎 君
2 番 持留 秋男 君	7 番 水谷 俊一 君	13 番 大村 明雄 君
3 番 松元 勇治 君	8 番 大久保 孝司 君	
5 番 平原 熊次 君	9 番 井之上 一弘 君	

不応招議員 なし
出席議員 9名
欠席議員 持留 秋男 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	経済課長	尾辻 正美 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	田中 輝政 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	畦地 耕一郎 君
総務課長	相羽 康德 君	建設課長	石走 和人 君
支所長	山野 良慈 君	町民保健課長	馬見塚 大助 君
会計管理者	花里 友二 君	総務課課長補佐	熊之細 等 君
企画観光課長	竹野 洋一 君	総務課主幹	中之浦 伸一 君
介護福祉課長	上之園 健三 君	総務課財政係長	上之原 智 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

提 出 議 案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (6番) 日高 孝壽 君 (7番) 水谷 俊一 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成28年8月8日 午前10時10分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成28年度南大隅町議会定例会8月会議を開きます。

議事日程表により本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、日高孝壽君及び水谷俊一君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。

8月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、8月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に関する専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に関する専決処分についてを議題とします。

提出者より報告を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

報告第9号は、損害賠償の額の決定について去る6月27日に専決処分したものでござ

います。

本件は、佐多岬観光整備工事において、平成28年4月20日から平成28年4月23日に御崎国有林3132林小班で発生した無断伐採について、賠償の相手方である大隅森林管理署に賠償額3,270円を支払ったものでございます。

議長（大村明雄君）

ただいま報告がありました報告第9号損害賠償の額の決定に関する専決処分について質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

今回のこの損害賠償の決定に関する専決処分。これを専決処分に付された理由をお伺い致します。

町長（森田俊彦君）

企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（竹野洋一君）

お答えします。

今回、大隅森林管理署と協議をしました結果、賠償金につきまして先ほど申し上げました3,270円でございますが、これが専決処分をせずに次期議会等まで待って、予算として調整をするという形にすると、延滞金が発生するということで、延滞金が発生しない、それともう一つには、専決事項として条例上で定められている金額の範囲であるということとをば、勘案いたしまして専決処分をさしていただきました。

7番（水谷俊一君）

延滞金が付く付かないというのはあまり理由にならないと思うんですね。きちっと議会に諮る分は諮っていただいた上で、予算をきちっと計上して支払いを進めていくというのが本当ではないでしょうか。延滞金があるから勝手に払ってしまいました。専決処分でお願いしますというのは、いささかちょっと問題があるのではないだろうかと思えます。

それとこの専決処分についてという説明資料の中に範囲の誤認、それと誤伐採と、誤って施工業者が確認をミスして、誤って伐採したというふうに記載されてるんですが、これはやはり行政が指示があったのであれば、誤認、誤伐採というのは当たらないのではないかと思いますのでいかがですか。

企画観光課長（竹野洋一君）

誤認という言葉につきましては、森林管理署等との協議の中、具体的に施工業者と協議をする中でも、机上での説明、現場での説明が不足をしたところがございまして、施工業者が誤伐という部分だけでないだろうということをば、考えております。そういったことで、伐採をしたこと自体につきましては、施工をした業者だけの責任ではないというふうに考えております。

7番（水谷俊一君）

最終的に、この行政側から指示があったということであれば、最終的に伐採の許可を出

した方、指示をされた方という責任はどこにあるんですか。

企画観光課長（竹野洋一君）

施工をするにあたりましては、県とも協議を致しましたが、行政の側、私の側にもいくらかはあるものと思いますが、現地での詳細の詰めがまだ必要であったと考えております。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第4 報告第10号 平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

▼ 日程第5 報告第11号 平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第4 報告第10号 平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、日程第5 報告第11号 平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、以上2件を一括議題と致します。

提出者より報告を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

ただいま、一括報告となりました、報告第10号及び11号の2件についてご報告を申し上げます。

報告第10号は、平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本案は、6月27日から29日にかけて発生した梅雨前線豪雨災害及び落雷による施設の復旧に係る経費の執行について、緊急を要したため、去る6月29日に専決処分したものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8百20万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4千6百18万4千円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算では、「緑茶加工施設」の修繕料、「林道立神線」の測

量設計委託料、「町道瀬戸山・中須線」の測量設計委託料及び地質調査委託料、「古里川」の測量設計委託料等を計上し、歳入予算では、所要の財源として「財政調整基金繰入金」を計上致しました。

次に、報告第11号は、平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてでございます。

本案は、7月7日から11日にかけて発生した梅雨前線豪雨災害の復旧に係る経費の執行について、緊急を要したため、去る7月11日に専決処分したものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2百21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4千8百39万4千円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算では、「農道大川線」の測量設計委託料、「町道門木・大竹野線、高田・竹野線」の測量設計委託料等を計上し、歳入予算では、所要の財源として「財政調整基金繰入金」を計上致しました。

詳細につきましては、担当課長に報告させます。

総務課長（相羽康德君）

報告第10号 一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。

まず1ページでございます。

平成28年度 南大隅町一般会計補正予算（第5号）

平成28年度 南大隅町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8百20万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4千6百18万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

歳入でございます。

18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金に、今回の補正予算に係る財源調整として、7百99万5千円を計上。

20款 諸収入 4項 雑入 1目 雑入に、緑茶加工施設落雷被害による、町有建物災害共済金21万円を計上致しました。

7ページをお願い致します。

歳出につきましては、5款 農林水産業費 1項 農業費 4目 農業振興施設費に、緑茶加工施設冷蔵庫修繕に係る修繕料21万1千円。

10款 災害復旧費 1項 農林水産施設災害復旧費 1目 農業用施設災害復旧費に、大川地区・炭屋地区 農道路肩補修及び陥没に係る修繕料74万4千円。

2目 林道災害復旧費に、大鹿倉林道及び根占中央線林道路肩補修及び陥没補修に係る修繕料60万円。林道立神線路肩決壊に係る測量設計委託70万円。

2項 公共土木施設災害復旧費 1目 道路橋梁災害復旧費に、町道法面補修路肩決壊陥没補修等に係る職員手当20万円。修繕料80万円。測量設計委託75万円。地質調査委託200万円。

2目 河川災害復旧費に、河川護岸補修、転石除去等に係る修繕料90万円。測量設計委託130万円の計上でございます。

続きまして、報告第11号 一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。
まず、1ページでございます。

平成28年度 南大隅町一般会計補正予算（第6号）

平成28年度 南大隅町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4千8百39万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページ歳入でございます。

18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金に、今回の補正予算に係る財源調整として2百21万円を計上致しました。

7ページをお願い致します。

歳出につきましては、10款 災害復旧費 1項 農林水産施設災害復旧費 1目 農業用施設災害復旧費に、大川地区農道路肩決壊に係る測量設計委託42万円。

2項 公共土木施設災害復旧費 1目 道路橋梁災害復旧費に、町道法面補修路肩決壊陥没補修等に係る修繕料1百4万円。測量設計委託75万円の計上でございます。

以上、よろしくお願い致します。

議長（大村明雄君）

ただいま報告がありました報告第10号並びに、報告第11号について質疑はありませんか。

8番（大久保孝司君）

町長、この災害復旧費に関してですよ、当初予算ですよ、災害復旧費用として1百万位ずつ2百万程度組んでおられますよね。道路の方で1百万、農林業の方で1百万。このことをば考えたときにですよ、当初予算の方で災害復旧費として相当な額をば予算化するという方法もあり得ると思うのですが、昨年に続き今年も災害復旧が出てきていると。このことを鑑みますと、当初予算の中で組むべきでないかというようなことも考えられます。

私自身の考えでありますけれども、私も教育産業委員長として、この立場に一番詳しくなければならぬという立場だと思っております。こういった専決処分によって今、知り得るというような状況にあるというのは、ちょっと如何なものかというふうに感じますが、もっと早めに通年議会でありますので、やはり私は、当初予算でしなくても、通年議会であれば、もっと早めにこういったもの等が予算化されるべきではないかというふうに考えるのですが、そこら辺りはどうでしょう。

町長（森田俊彦君）

おっしゃる意味もよく分かるんで、通年議会のあり方、それと当初からというような。ただ発生規模の状況というのが、なかなか予測がつかないという部分。それと、タイミングの問題でございますけれども、実際我々もこの予算が上がってきたのはつい最近でございます。発生時点では、予算が全く見えていない状況で、結果的には一番早いタイミングが通年議会である、このタイミングかなというような段階であろうかと思っております。

ある程度、金額予算関係が固まってからご案内申し上げて議会に上げられるというのが、一番タイトなスケジュールで持ってきたのが今このタイミングでございますので、我々としても一番早いタイミングがここだということしか言えないかなと思っております。

それと、当初の予算でっていうのは、規模の問題も出てきますけれど、もう少しちょっと検討させて下さい。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第6 議案第11号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第11号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第11号は、消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件であります。

本案は、消防ポンプ自動車の購入契約につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 契約の目的は、消防ポンプ自動車購入
- 2 契約の方法は、指名競争入札
- 3 契約金額は、2千2百11万8千4百円
- 4 契約の相手方は、鹿児島市南林寺町16番6号

株式会社 鹿児島消防防災 代表取締役 森 利隆 でございます。

よろしくご審議ご決定下さいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第11号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第7 議案第12号 平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第12号 平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第12号は、平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9百50万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、73億5千7百89万7千円とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算」では、歳出予算に「地域振興施設整備事業補助金」の追加、佐多岬整備事業に伴う電柱等移転補償費等について計上し、歳入予算では、所要の財源として、基金繰入金、諸収入、町債を計上したものであります。

また、「第2表 地方債補正」において、限度額の変更を行っております。

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康德君）

議案第12号 一般会計補正予算（第7号）について、ご説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第12号 平成28年度 南大隅町一般会計補正予算（第7号）

平成28年度南大隅町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9百50万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5千7百89万7千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正 変更でございますが、合併特例事業の補正前限度額2億6百万円を2億1千70万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金に、補正予算の財源調整として、1百2万7千円。同じく、6目 佐多岬等観光振興基金繰入金に、佐多岬整備に伴う電柱等移転に係る財源として2百15万円。

20款 諸収入 4項 雑入 1目 雑入に、町有自動車損害共済金として1百62万6千円。

21款 町債 1項 町債 1目 総務債に、地域振興施設補助金に係る地域振興事業債4百70万円を計上致しました。

8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款 総務費 1項 総務管理費 5目 財産管理費に庁舎整備に伴う検討委員会経費として、謝金22万5千円。費用弁償12万円。食糧費2万3千円。同じく、7目 地域振興費に地域振興施設整備に係る補助金として5百万円。

5款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費に、猿捕獲用大型箱わな整備に伴う原材料費38万円。

6款 商工費 1項 商工費 3目 観光費に、観光PR車なんたん号の修繕料として1百60万5千円。佐多岬観光整備に伴う、電柱等移転に係る補償費として2百15万円計上し、8款 消防費 1項 消防費 2目 非常備消防費につきましては、財源更正を行ったところでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番（松元勇治君）

なんたん号の事故についてなんですが、これにつきましては、損害共済金で賄うということなんですけど、事故におきましての話の中で実際、運転された方、同乗者がいる中でこのように大きな壊れ方をするような、事故をされたのは、この駐車場は常時停めている駐車場なんですか。それと、その再発の防止策というのは課長の方で指導はどのようにされたのか。それと、3ヶ月から4ヶ月車をつかえない状態で、観光に関しては繁忙期中で使えない状態が続いているわけなんですけど、納入業者がそれぞれいる中には、報告がされているのか。実際されてないみたいなんですけど、その方の処理がどのような状況で行われているか伺います。

町長（森田俊彦君）

企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（竹野洋一君）

まず、駐車場が場所が妥当かということでございますが。駐車場は、車の恒常的に、駐車をするところではございます。そちらの方が、若干は手狭なところもございまして、現状で物の整理をしたりしながら、出来る限り駐車スペースを広く取れるような体制作りは今、考えている所でございます。また、係る職員の指導等についてはということでございますが、休みの日でございましたが、その日に運転者と同乗者2名おりまして、その場で状況を確認した上で報告しながら、その後課内におきましての検討、そして運転者、同乗者への指導につきましては、今後のこと、全てのことを含めて対応についての指導はしたところでございます。

それから、今後3、4ヶ月使えないのではないかとということでございますが、このことにつきましては今見積りを取っておりますが、出来る限り早急に対応が出来るようにという業者に対しての指導をしておりますが、このラッピングに係る復旧作業が専門的な分野で県内に業者さんがおられないということで、当初導入をするときに施工した業者に日程調査だけをお願いしている状況でございますが、出来る限り対応が出来るようにしたいと思っております。

それから、納入をされる業者の方への対応についてでございますが、これにつきましては、主としてなんたん市場を経由して物の仕入れはさせて頂いておりますけれども、なんたん市場の方にはご相談はしておりますが、他関係の方全てに行きついてところもあるようであれば、これについてはすぐにでもしていきたいと思っております。

3番（松元勇治君）

再発防止、してしまったことは仕方がなくて、また壊れ方、大きな壊れ方をするのであれば、いつも停めてない場所かなと思いました。左側に車が、消防の車がいるという確認、その中の再発防止としましては、同乗者というのは、同乗者も仕事の内ですので、よくします口頭での確認、左確認オーライ、そういったちゃんとした基本的なことですね、なされてないんじゃないかなと思います。始末書でも書いてもらって、全課においてもですが

公用車の使用について、ましては公的場所以外いろんな、普通の駐車場にしても、出かけた際の場所にしても、まわりのあることですから、十分気を付けてして頂きたいと思います。

それと納品している私も1業者なんですが、6月以降伝票が上がってないよねっていう。一か月一枚も売れないの、一つも物出てないのっていうのを今も言いながら、今日初めてこの事故のことを知ってたんですが、実際議員の方々も何人知ってらっしゃったかちょっと分かんないんですけど、これこそ分からないのがずっと、みんな知ってたのっていうのを、周りから言われて知らないっていうのもなんですので、そういったのも早く報告は関係する人たちにはしていただきたかったと思います。

以上です。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10:07

～

10:08

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号 平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成28年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

平成28年度南大隅町議会定例会8月会議を散会します。

散会 ： 平成28年8月8日 午前10時10分